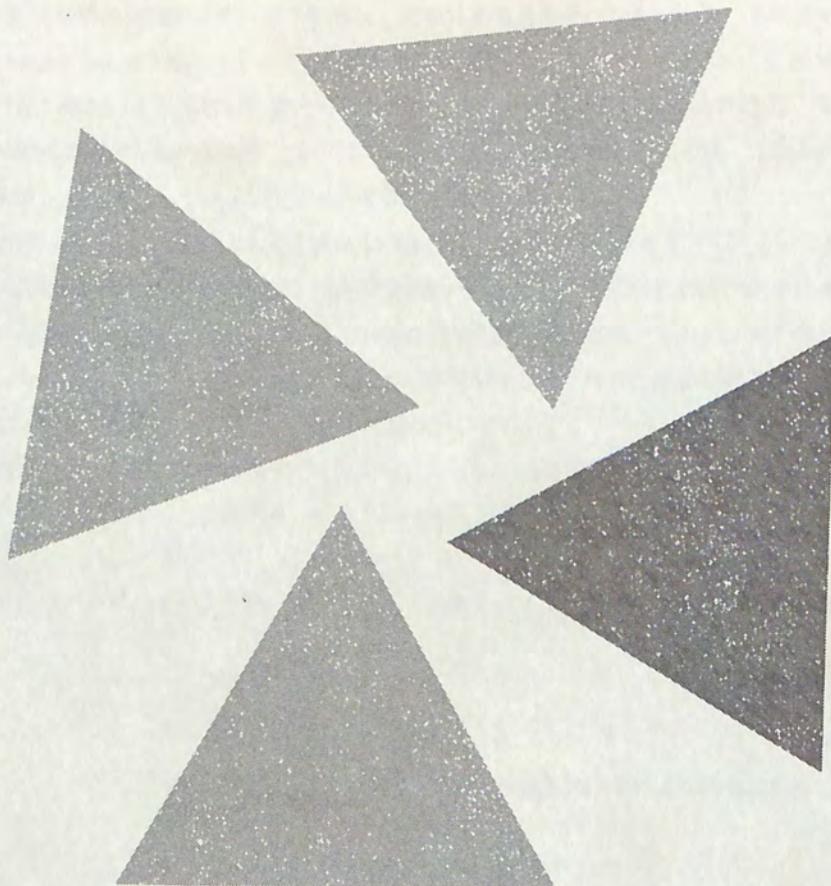


会報



目次

- 会長あいさつ…… 1
総会・理事会報告…… 2
トピックス：「精神科医療に係る歴史的資料・物品の
有無とその内容に関する基礎調査」の概要…… 7
ミニレクチャー：「故矢内純吉先生に学んだ地域精神保健福祉活動
～大阪府保健所精神保健福祉相談員業務を基軸に～」…… 8

資料

- 1) 平成27年度精神保健に関する技術研修…… 20
(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)
- 2) 定款…… 25
- 3) 名簿…… 31

題字：吉川武彦

60号

会長代行挨拶

WHO（世界保健機関）はメンタルヘルスを「メンタルヘルスとは、人が自身の能力を発揮し、日常生活におけるストレスに対処でき、生産的に働くことができ、かつ地域に貢献できるような満たされた状態（a state of well-being）である」と定義している。筆者はメンタルヘルスを「人間とその行動の理解を踏まえ、「共に生きる社会」の実現という理念のもと、社会におこるさまざまな問題の実態と関連する要因を明らかにしつつ、社会との協働によってその解決を図り、社会をよりよいものにしていく活動をいう」と、公衆衛生活動に目を向けて定義した。このほかの定義を参照しても、メンタルヘルスとは、単に精神疾患に罹患していないというだけではない、例えば、ICF（国際生活機能分類）が人間と環境との相互作用を基本的な枠組みとして示していくように、もう少し広い文脈の中に位置づけていることは共通している。

さて、わが国のメンタルヘルスの制度面に着目すると、まずは医療施設を整備して医療・保護を受けられるようにする（第1段階）、地域に精神障害者のための精神保健福祉サービスを普及して精神障害者および家族の安定した地域生活に寄与する（第2段階）を経て、“No health without mental health（メンタルヘルスなしに健康なし）”とされる時代の中、精神障害者および家族だけではなく、地域と地域住民の福祉、そして社会の安定的発展に寄与する（第3段階）に進みつつある。すなわち、コミュニティの中のメンタルヘルスの時代が到来したのであり、それは、児童虐待防止法、自殺対策基本法、生活困窮者自立支援法等のメンタルヘルスに関連した法律が多数成立している状況からも推測される。

本協議会の誕生は1963（昭和38）年であって、各地に誕生する精神衛生協会の横の連絡を密にすることを目的に発足した。それは1965（昭和40）年の精神衛生法改正の前であって、関係団体等とともに、第2段階の幕開けとその普及の努力をしてきたことになる。そして、第3段階が本格化する今日において、各地の精神保健福祉協会等とともに、その健全な発展を促進するという、活動の加速期に入ったと考える。その時期に前会長吉川武彦先生は逝去されたのは誠に残念なことであるが、吉川武彦先生は、当協議会の宝ともいるべきメッセージを、「会報」の会長挨拶、ミニレクチャー「リーダーシップとガバナンス」、「地方精神保健」の巻頭言等に遺された。また、精神障害者にかかわることとして纏められてきたメンタルヘルスについて、社会のニードに応じて多様に広がることを「拡散」と捉えずに、新たな方向として捉えるという、メンタルヘルス、そして本協議会の進むべき方向を示された。

本協議会は小さな存在であるが、小さいゆえにこそ、成しうることもまたある。本協議会への一層のご支持をお願いしたい。

全国精神保健福祉連絡協議会

会長代行 竹島 正

（川崎市健康福祉局障害保健福祉部担当部長（精神保健））

〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1
一般社団法人全国精神保健福祉連絡協議会事務局
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 精神保健計画研究部内
TEL 042-345-6608
FAX 042-345-6608



一般社団法人

全国精神保健福祉連絡協議会